

麻疹風しん混合（MR）ワクチンの定期接種ができなかった方へ

豊島区では、麻疹風しん混合（MR）ワクチン（以下MRワクチン）の定期接種を受けられなかった18歳までのお子さまに対し、任意接種の公費助成をおこなっています。

麻疹・風しんの感染予防、発症防止、症状の軽減などのためには、MRワクチンを確実に2回接種することが非常に重要です。定期接種の時期に接種ができなかった場合は、以下の「接種方法」より、任意接種の予診票を申請して下さい。

◆助成金額

全額費用助成・最大2回（定期接種の不足回数分を助成）

◆対象者

接種日時時点で豊島区に住民登録があり、以下のいずれかに該当する方

- ・2歳以上小学校入学前の方で、MRワクチン定期接種第1期（1歳の間に接種）を未接種の方
- ・小学1年生から18歳までの方で、MRワクチンの接種回数が2回未満の方

◆接種方法

1. 電子または窓口にて予診票申請
2. 予診票を受け取ったのち、豊島区内指定医療機関にて接種（医療機関により要予約）
※予診票がない場合は助成を受けられません。必ず事前にご申請ください。

発行	所要日数	申請方法	受付時間
郵送	2週間程度	2次元コードより、電子申請  ◀豊島区HP（※） 「麻疹風しん混合（MR）ワクチンの 定期接種ができなかった方へ」	24時間
窓口	原則当日	以下の窓口に本人確認書類と母子健康手帳等の接種歴のわかる書類を持参 ・豊島区保健所2階総合窓口（南池袋2-1-1） ・長崎健康相談（長崎3-6-24） 海外で予防接種をうけたことがあるかたは、その接種記録がわかる、日本語または英語表記の書類を併せてお持ちください。 お急ぎのかたは、比較的空いている午前のお来所をご検討ください。	平日8時半 ～17時

（※）実施医療機関についても、こちらの2次元コードからご確認いただけます。

区内指定医療機関以外で接種する場合は助成対象外となり、全額自己負担となりますのでご注意ください。

◆健康被害に対する救済制度について

この接種は任意接種のため、被接種者に健康被害が生じたときは、特別区自治体総合賠償責任保険及び独立行政法人医療機器総合機構法に基づく救済制度を活用します。

定期接種を対象とする国の予防接種健康被害救済制度は適用されませんのでご注意ください。

※「麻疹」または「風しん」のいずれかにかかってしまった場合でも、MRワクチンの接種は可能です。



豊島区 HP
←「子どもの予防接種」

《問い合わせ》

健康部 保健予防課
健康部 長崎健康相談所

電話 03-4566-4115
電話 03-3957-1191